

山口県報

平成26年
3月14日
(金曜日)

目次

告示
保安林の指定(森林整備課)……………

公告
特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請(三件)(県民生活課)……………
県営小野地区経営体育成基盤整備事業に係る不換地の指定(農村整備課)……………
県営長谷地区農村地域防災減災事業計画書の縦覧(農村整備課)……………
雑報
争議行為の通知……………
県報の正誤(平成二十四年三月三十日山口県告示第百四十三号)……………



山口県告示第九十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する。

平成二十六年三月十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 保安林の所在場所

萩市大字椿字惣江四六二の一・四六二の四(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)、四六五、四七〇の一、四七〇の二、四七二、四七四、四七六、四七九、四八二の一、四八二の二、四八三、四八三の二、四八四、四八七の二、四八七の四、一三〇三、一三〇五、一三二一、一三二二、一三三三、一三三七、一三三〇、一三三三

一、一三三四、一三三五、一三三七、一三三九、一三四〇、二五八〇、二五八三、二五八五から二五八七まで、大字明木字洗谷松浦ケ谷五九二の一・五九二の二(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)、五九二の三、五九二の四・五九二の五(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)、五九二の六、字笛吹洗谷六二の一から六二の四まで(以上四筆について次の図に示す部分に限る。)、六二の五、字粟屋開作四三〇二、四三〇八

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

萩市大字椿字惣江四八二の一・四八二の二・大字明木字笛吹洗谷六二の一

(以上三筆について次の図に示す部分に限る。)

阿武郡阿武町大字惣郷字西白須山一〇五五六の一・一〇五五六の二・一〇五五六の三(以上三筆について次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課並びに係市役所及び町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(六八) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請



特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。

変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画

書及び活動予算書は、平成二十六年四月二十四日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県柳井県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十六年三月十四日

山口県知事 村岡 嗣政

一 申請のあった年月日

平成二十六年二月二十四日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称 特定非営利活動法人シンプル
代表者の氏名 松村 泰道
主たる事務所の所在地 柳井市南町二丁目三番二〇号

(六九) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。

変更後の定款は、平成二十六年四月二十五日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県宇部県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十六年三月十四日

山口県知事 村岡 嗣政

一 申請のあった年月日

平成二十六年二月二十五日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称 特定非営利活動法人YMO二一
代表者の氏名 岡村 精二
主たる事務所の所在地 宇部市松山町五丁目一番六号

(七〇) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。

変更後の定款は、平成二十六年四月二十八日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県下関県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十六年三月十四日

山口県知事 村岡 嗣政

一 申請のあった年月日

平成二十六年二月二十六日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称 特定非営利活動法人福祉事業振興会
代表者の氏名 中村 千秋
主たる事務所の所在地 下関市彦島本村町七丁目一番一九号

(七一) 県営小野地区経営体育成基盤整備事業に係る不換地の指定

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第三項において準用する同法第五十三条の二の三第一項の規定に基づき、県営小野地区経営体育成基盤整備事業の施行に係る地域につき、次の従前の土地を換地を定めない土地として指定しました。

平成二十六年三月十四日

山口県知事 村岡 嗣政

土地の所在地

地目

地積
(平方メートル)

宇部市大字小野字三ノ他屋九〇六の一

田

二、〇六二

宇部市大字小野字三ノ他屋九六一の一

公衆用道路

五六

宇部市大字小野字三ノ他屋九七四の一

田

一、〇二七

(七二) 県営長谷地区農村地域防災減災事業計画書の縦覧

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により、県営長谷地区農村地域防災減災事業を行うための土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

平成二十六年三月十四日

山口県知事 村岡 嗣政

一 縦覧に供する書類

県営長谷地区農村地域防災減災事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十六年三月十七日から同年四月七日まで

三 縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課



争議行為の通知

労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第三十七条第一項の規定により、山口赤十字病院労働組合から、次のとおり争議行為を行う旨の通知がありました。

平成二十六年三月十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 事件

- (一) 賃金上げの要求に関する件
- (二) 労働条件の改善の要求に関する件
- (三) 増員の要求に関する件
- (四) 諸手当の改善の要求に関する件

二 日時

平成二十六年三月十七日以降本問題の解決に至るまでの期間

三 場所

総合病院山口赤十字病院において山口赤十字病院労働組合に所属する組合員が従事する全職場

四 概要

あらゆる形の争議行為を実施する。

正 誤

平成二十四年三月三十日山口県告示第四百十三号（熊毛都市計画道路の変更）

| | | | |
|-----|-----|---------------------|--------------|
| ページ | 行 | 誤 | 正 |
| 八 | 上 | 右から 三・四・五百三本町中村線 | 三・五・五百三本町中村線 |
| | 六から | | |

平成二十六年三月十四日
発行

発行
行人所

山口県
知事
庁